保険証の確認について

当院では、オンライン資格確認の導入により、**令和６年４月１日から、**各種保険証の有効期限の有無を一括照会いたします。

これにより、**再来予約のある方については、原則、保険証の提示が不要**となります。

**ただし、以下に該当する方について、受給券等をお持ちの方は、保険証に加えて、受給券等の提示が必要です。**

【以下の受給券等をお持ちの方】

・子ども医療費助成受給券

・自立支援医療受給者証

・小児慢性特定疾病医療受給者証

・特定医療費（指定難病）受給者証

・重度心身障害者助成受給券

・ひとり親家庭等医療費等助成受給券

・肝炎治療受給者証

・その他各種医療証

【保険者への加入や脱退手続きが未完了の方】

マイナ保険証との紐づけを行っている方でも、退職や転職などにより各種保険者が変更となった場合には、加入や脱退手続きが必要です。（手続きを完了した方でも、手続き後一定期間内の場合はデータが反映されないため、確認が必要となります）

詳細は[こちら](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)のQ5及びQ21を参照ください。

Q5．保険者が変わった場合の手続きは必要か

A5. 従来通り、保険者への異動届等の手続きは必要である。

Q21.医療機関等でオンライン資格確認を利用したら、無効や資格情報なしの表示となるが、なぜか。

A21.資格変更後、保険者が、事業主から資格取得届の提出を受け、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録する。事業主から保険者への届出は５日以内としている。今般新たに、保険者はデータ登録も届出から５日以内としている。しかしながら、保険証が手元に届くのに時間を要するのと同様に、データ登録までには一定の時間を要する。

また、データの誤りをチェックしている場合には、連携を一時的に止めるため、その場合にも無効や資格情報なしの表示がでることがある。